

地域情報化アドバイザーの派遣について

- 1 「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」（基盤整備）、「地域ICT利活用モデル構築事業」、「地域情報プラットフォーム推進事業」（利活用促進）の実施と合せて、地域の要請に基づき、総務省から、「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣。支援地域の地域情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポート。
- 2 地域情報化アドバイザーは、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウのある民間有識者等50名程度を登録し、順次増員。「一次産業・地場産業の振興」「テレワークによる雇用活性化」「ICTを活用した観光振興」等、具体的な専門分野・取組実績を公表し、地域が本当に望む人材を指定できるように。
- 3 年数回、地域情報化アドバイザーが一堂に会し、情報や意見を交換する「地域情報化アドバイザー会議」を開催。ベストプラクティスの共有を促進。
- 4 登録事務・派遣事務は（財）全国地域情報化推進協会（略称・APPLIC）に委託。
- 5 なお、内閣官房が推進する「地域活性化応援隊」「地域活性化伝道師」制度とも連携し、全国8ブロックに設置される「地方連絡室」からの要請にも適確に対応。

